

自治基本条例の見直し検討の進め方（案）

1. 条例の進捗状況調査

条文ごとに現状や課題を確認するための調査シートの様式を作成し（資料②-2）、各部署における取組状況を調査する。調査結果を事務局でとりまとめ、検討シートに集約する。

2. 各委員からの意見聴取

調査結果を集約した検討シート（資料②-3）を各委員に送付し、課題や問題点、改正の必要性等、意見をシートに記入していただく。次回会議の10日程前までにシートを返送していただき、事務局で取りまとめ、会議資料として提示する。

※シート記入にあたり、各委員が必要な資料、データ等があれば事務局で作成し、用意する。

※社会情勢に合っているか等の視点により記入いただく。

3. 条例の見直しについての検討、協議

取りまとめた会議資料に基づき、章ごとに、進捗状況の検証や課題、問題点等を踏まえ、条文の見直しについて検討いただく。各条文の関連課のヒアリングも実施予定。

条文の改正を要する場合 → 具体的にどう変更するか（文言修正等） → 改正原案の作成
 条文の改正を要しない場合 → どう対応するか（解説の変更、運用面の改善等）

4. パブリックコメントの実施 ※改正内容が軽微な場合を除く

5. 改正案及び提言書の作成

パブリックコメントの結果を受けて、改正原案を必要に応じて修正し、改正案を作成する。

各条文の検証の際に出された意見や検討結果を「検証報告書」としてまとめ、市長に提言する。

6. 議会への上程

条例の改正案を議会へ上程する。

【イメージ図】

